

指定訪問介護重要事項説明書

[令和6年6月1日現在]

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社TCYA
代表者役職・氏名	代表取締役 槌屋 敦
本社所在地・電話番号	〒356-0051 埼玉県ふじみ野市亀久保2-4-6コーウンビル103 049-293-1471
法人設立年月日	令和3年3月31日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名 称	かめくぼケアステーション
事業所番号	訪問介護 (指定事業所番号1173001452)
所在地	〒356-0051 埼玉県ふじみ野市亀久保2-4-6コーウンビル103
電話番号	049-293-1471
FAX番号	049-293-1571
通常の事業の実施地域	ふじみ野市、富士見市、三芳町

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで (12月29日～1月3日を除く。)
営業時間	午前8:30から午後5:30まで

(3) 事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常勤1人以上
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護計画を作成し、利用者へ説明し、同意を得ます。 ・サービス担当者会議への出席等により居宅介護事業者と連携を図ります。 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 ・居宅介護支援事業者に対して、把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他必要な情報を提供します。 ・訪問介護員の業務の実施状況を把握し、訪問介護員の業務管理を実施します。 ・訪問介護員に対する研修、技術指導を行います。 	常勤2人以上
訪問介護員	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護計画に基づき、訪問介護のサービスを提供します。 	常勤1人以上 非常勤3人以上

3 サービス内容

身体介護	<p>利用者の身体に直接接触して介助するサービス、利用者のADL・IADL・QOLや意欲の向上のための利用者と共にを行う自立支援・重度化防止のためのサービス、その他専門的知識・技術をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービスを行います。</p> <p>(排泄介助、食事介助、清拭、入浴介助、体位変換、服薬介助、通院・外出介助等)</p>
生活援助	<p>家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して、家事の援助を行います。</p> <p>(調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理)</p>
通院等乗降介助	<p>通院等のために、従業者が自ら運転する車両への移動・移乗の介助を行います。</p>

4 利用料、その他の費用の額

(1) 訪問介護の利用料

ア 基本利用料

ご利用いただいた場合の基本利用料は以下のとおりです。ご利用者様負担額は、原則として基本利用料に対して介護保険負担割合証に記載の割合（1～3割）に応じた額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※地域区分別1単位当たりの単価 10.7円（5級地）

	1回当たりの所要時間	基本利用料	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
身体介護	20分以上30分未満	2,610円	261円	522円	783円
	30分以上1時間未満	4,140円	414円	828円	1,242円
	1時間以上1時間30分未満	6,066円	607円	1,214円	1,820円
	1時間30分以上 (30分増すごとに加算)	877円 を加算	88円 を加算	176円 を加算	264円 を加算
	引き続き生活援助を算定する場合 (25分増すごとに加算)	695円 を加算	70円 を加算	139円 を加算	209円 を加算
生活 援助 活	20分以上45分未満	1,915円	192円	383円	575円
	45分以上	2,354円	236円	471円	707円
通院等乗降介助		1,037円	104円	208円	312円

※ ご利用者様の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、ご利用者様の同意を得て、2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料の2倍の料金となります。

※ 1回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

① 算定基準に適合したサービスの実施による加算

※地域区分別1単位当たりの単価 10.7円（5級地）

加算の種類	要件	利用料	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
夜間・早朝加算	夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）にサービスを提供した場合	1回につき 基本利用料の25%			
深夜加算	深夜（22時～翌朝6時）にサービスを提供した場合	1回につき 基本利用料の50%			
緊急時訪問介護加算	ご利用者様やご家族様等からの要請を受け、緊急に身体介護サービスを行った場合	1回につき 1,070円	107円	214円	321円
初回加算	新規に訪問介護計画を作成したご利用者様に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか他の訪問介護員に同行した場合	初回のみ 2,140円	214円	428円	642円

② 算定基準に適合していると県に届け出ている加算

※地域区分別1単位当たりの単価 10.7円（5級地）

加算の種類	要件	ご利用者様負担額
特定事業所加算Ⅱ	加算の体制要件、人材要件を満たす場合	1月につき 基本利用料の10.0%
介護職員処等処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのすべてに適合し、職場環境等要件と月額賃金改善要件を満たす場合	1月につき 総単位数の24.5%

(2) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートル当たり15円を請求させていただきます。

(3) キャンセル料

サービスのご利用を中止した場合には、次のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、ご利用者様の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求いたしません。なお、サービスのご利用を中止する場合には、至急のご連絡をお願いいたします。

ご利用予定日前日の午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日当日のご連絡またはご連絡がない場合	1,000円

ただし、ご利用者様の緊急入院や容態急変等やむをえない場合はこの限りではありません

(4) その他

- ア ご利用者様の居宅でサービスを提供するために使用させていただく水道、ガス、電気等の費用はご利用者様のご負担となります。
- イ 通院、外出介助での訪問介護員の公共交通機関等の交通費は、実費相当を請求させていただきます。

5 ご利用者様負担額、その他の費用の請求及び支払方法

(1) 請求方法

- ア ご利用者様負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。
- イ 請求書は、ご利用月の翌月10日までにご利用者様あてにお届けします。

(2) 支払い方法等

- ア 請求月の26日までに、下記のいずれかの方法でお支払いください。
- ・現金払い
 - ・事業者が指定する口座への振り込み
 - ・ご利用者様が指定する口座からの自動振替
- イ お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください（医療費控除の還付請求の際に必要となる場合があります。）。

6 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得たご利用者様又はそのご家族様の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。
- (2) ご利用者様からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者様の個人情報を用いませぬ。またご利用者様のご家族様の個人情報についても、

あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者様のご家族様の個人情報を用いません。

- (3) ご利用者様又はそのご家族様の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、ご利用者様に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご家族様、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊急連絡先 (ご家族様等)	氏 名	
	電 話 番 号	

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者様のご家族様、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：三井住友海上火災保険株式会社 保 険 名：福祉事業者総合賠償責任保険

9 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。
- イ 相談又は苦情に係る電話があった場合は、原則として管理者が対応します。管理者が対応できない場合には、他職員が対応しその旨を管理者に速やかに報告します。
- ウ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。
- ・「相談・苦情等受付簿」に記載し、速やかにご利用者様宅等を訪問するなど事実関係の確認を行うとともに、今後の対応や予定を説明し了解をいただく。
 - ・苦情等の原因等を正確に把握・分析するため、関係者の出席のもと検討会議を開催し、原因の究明と対応策の協議を行います。
 - ・苦情等の申出者様に、その結果又は解決に向けての対応策等の説明を行い理解（同意）をいただきます。
 - ・改善を速やかに実施し、改善状況等を確認します。
(損害を賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行います。)
 - ・苦情等の内容により、必要に応じて市町村・国民健康保険団体連合会に報告を行います。
 - ・同様の苦情等が繰り返さないよう、一連の事務処理の内容を記録し、従業員へ周知徹底するとともに、研修等の機会を通じて再発防止に努め更なるサービスの質の向上を目指します。

(2) 苦情相談窓口

担 当	サービス提供責任者
電話番号	049-293-1471
受付時間	午前8時30分から午後5時30分まで
受 付 日	月曜日から金曜日まで (12月29日から1月3日までを除く。)

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

ふじみ野市高齢福祉課介護保険係	049-262-9037
富士見市高齢福祉課介護保険係	049-252-7107
三芳町健康増進課介護保険担当	049-258-0019 (内線：184～187)
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係	048-824-2568 (苦情相談専用)

10 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 無

11 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) 訪問介護員はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。

- ア 医療行為
- イ ご利用者様又はご家族様の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い
- ウ ご利用者様以外のご家族様のためのサービス提供
- エ 日常生活を営むのに支障がないもの（草むしり、花木の水やり、犬の散歩等）
- オ ご利用者様の日常生活の範囲を超えたサービス提供（家具・電気器具等の移動等、大掃除等）

(2) 金品や飲食物のご提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

(4) 禁止行為

- ア 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- イ 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ウ 職員に対するセクシュアルハラスメント

令和〇〇年〇〇月〇〇日

指定訪問介護の提供開始に当たり、ご利用者様に対して、重要な事項を説明しました。

事業者
所在地

法人名
代表者名

説明者
事業所名
氏名

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

利用者 住所
氏名